

就学奨励・私学助成

奨学資金

四日市市民で優秀な学生であって経済的な理由により修学が困難なものに対して、次のとおり学資の貸与を行う。なお、専修学校生に対しても高校生・大学生に準じた奨学資金の貸与を実施している。

奨学資金貸与月額 (26年度)

区分	額	貸与額
高校・専修学校高等課程		12,000円
大学・専修学校専門課程		23,000円

奨学資金新規貸与者数 (人)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25
高校生	12	8	9	13	20	10	17	21
大学生	25	23	25	16	23	26	18	12
専修学生	4	6	6	2	9	4	2	4

就園奨励

幼稚園教育の振興に資するため、市内の公立私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し世帯の経済状況に応じ、入園料・保育料の減免措置を講じている。

減免(補助)措置基準(平成26年度)

(園児一人当たり年額)

世帯区分	措置区分	生活保護	市民税非課税	市民税所得割						
				非課税	5,000円以下	10,000円以下	77,100円以下 3	211,200円以下 3	211,200円超	
公立	国庫補助制度による措置	第1子	79,000円	20,000円						
		第2子		50,000円	50,000円	40,000円				
		第3子以降		79,000円						
私立	(満3・3・4・5歳児)	第1子	308,000円	199,200円		115,200円		62,200円		
		第2子		253,000円		211,000円		185,000円		154,000円
		第3子以降 2		308,000円						
公立	市単独の制度による措置(3・4・5歳児)	第1子	12ヶ月分 3,800円	8ヶ月分 35,200円	5ヶ月分 14,500円	3ヶ月分 20,700円	1ヶ月分 6,900円			
		第2子		9ヶ月分 12,100円	8ヶ月分 5,200円	6ヶ月分 1,400円				
		第3子以降		12ヶ月分 3,800円						
私立		第1子		8,700円						
		第2子		8,700円						
		第3子以降		8,700円(308,000円を上限とする補助金有)						

1 []内は、小学校1年生～3年生の兄・姉を有する園児が就園している保護者への減免(補助)額

2 第3子以降とは、小学校6年生を上限に、兄・姉を有している場合、最年長者を第1子目として数え、在園児が第3子目以降となる園児をいう。

3 市民税所得割の額における77,100円以下、211,200円以下については、16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額